

試験日	20240907
入試種別	大学院（修士課程）入学試験
学部・研究科	法学研究科
科目名	税法
解答例又は採点時の評価ポイント	
<p><b>【問題 1・解答例 40 点】</b></p> <p>(1) 「会社は、法人税の申告に当たり、各事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内に、確定した決算に基づき所定の事項を記載した申告書を税務署に提出しなければならない（法人税法 74 条 1 項）。この規定の趣旨は、法人税の課税所得については、会社の最高意思決定機関である株主総会又は社員総会の承認を受けた決算を基礎として計算させることにより、それが会社自身の意思として、かつ正確な所得が得られる蓋然性が高いという点にある。(10 点)</p> <p>しかし、株主総会又は社員総会の承認を経ていない決算書類に基づいて確定申告が行われたからといって、その確定申告が無効になると解するのは相当ではない（福岡高判平成 19 年 6 月 19 日）。例えば、株式会社の業務全般を統括していた代表取締役の了承が得られていたこと（東京地判昭和 54 年 19 月 19 日）や、確定申告が会社の意思に基づく委任を受けた税理士によってなされたこと（福岡高判平成 17 年 6 月 8 日）を根拠として、法人の意思を認定した判決が存在する。(10 点)</p> <p>(2) また、確定決算主義の機能は、財務諸表を単一化するという「便宜性」、減価償却など法人内部取引の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の「安定性」及び企業会計利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の「真実性」の確保にあるといわれている。(5 点)</p> <p>(3) しかし、確定申告主義に関しては、これを廃止して、いわゆる分離主義に移行すべきであるとする意見もある。その理由は、諸外国の中には確定決算主義を採用している例が少ないこと、また、企業会計上の「利益」及びその裏付けとなる会計理論が常に適正かつ正当であるという法的保証がない限り、その利益をベースとして課税所得を算定することには法的な問題があるといった点が指摘されている。(5 点)</p> <p>(4) 確定決算主義を採用する論拠の一つに損金経理要件がある。これは法人がその確定した決算において費用又は損失として経理しなければ、所得金額計算において損金算入を認めないとするものである。(法人税法 2 条（定義）第二十五号）(5 点)</p> <p>(5) しかし、損金経理についても、これを廃止し、申告調整方式によっても損金算入を認めるべきであるという意見がある。(5 点)</p> <p>その理由として、(5 点)</p> <p>①法人税が申告納税方式を採用していることからみると、法人の内部取引に関する意思の確認を申告書の上で行うことも可能であり、必ずしも損金経理による必要はない。</p>	

②損金経理要件は、償却費や引当金の計上額などについて、企業会計上適正と認められる金額を超えて費用計上することの誘因となっており、税務が不当に会計に介入するという逆基準性の問題を生じさせている。

(6) 申告調整方式を導入した場合には、「決算利益はより多額に、課税所得はより少額に」という企業行動を誘引することとなり、損金経理要件を採用していない米国などでは、現にそのような事象が生じている。法人税の申告所得が適正であるとしても、企業利益との間に大きな開差があることは、計算書類の信頼性が損なわれるおそれがある。したがって、原則として損金経理要件を維持することが適当であると思われる。(その反対も可) (5点)

(7) 確定決算主義の今後のあり方

廃止か存続かという二者択一の問題ではなく、あくまで程度の問題として捉え、確定決算主義が企業において健全な会計処理が行われるための仕組みとして機能するような方向性について議論が必要である。(5点)

(8) 確定決算主義の内容として (5点)

①会社法上の確定決算に基づき課税所得を計算し、申告すること。

②課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理されていること(損金経理)等要件とすること。

③別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する」こと。

上記(2)～(8)どれも各5点、但し最大20点までとする。

∴(1) 20点+(2)～(8) 20点=40点

### 【問題2・解答例 60点】

(1) X(夫)の課税関係

譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによる増加益(キャピタル・ゲイン)についてその所有者の手を離れる(移転する)のを機会に課税するものであり、必ずしも当該資産の譲渡が有償であることを要しない。(最判47年12月26日)(10点)

したがって、所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」とは、有償無償を問わず資産を移転させる一切の行為をいうものと解するべきである。(10点)

ところで、離婚に伴う財産分与は夫婦共有財産の分割にすぎず資産の移転ではないとする考えもあるが、(5点)

現行民法が夫婦別産制を前提としていることから、夫婦の一方が他方へその財産を分与すべき義務は(民法768条・771条)、(5点)

婚姻期間中に抽象的に存在しており、それが離婚の協議等によって具体的に確定され、その履行として財産権を移転することにより消滅し、分与者は分与義務の消滅という経済的利益を受けるとされている。

したがって、財産分与として資産の移転があった場合には、その分与をした者は、財産の分与義務の消滅という経済的利益を収入金額として資産の譲渡をしたこととされている。

(最判昭和 50 年 5 月 27 日) (10 点)

本問の場合、譲渡の値上がり益に対して譲渡所得税の対象となるが、この場合の分与財産が居住用不動産であることから、居住用不動産を譲渡した場合の 3000 万円の特別控除

(措法 35 条) 及び軽減税率 (措法 31 の 3) の特例の対象となる。(5 点 + 5 点) = (10 点)

## (2) A (妻) の課税関係

民法では、離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる と規定されている (民法 768 条)。財産分与は、夫婦間における財産関係の精算であるから、原則として贈与により取得した財産とはならないが、その取得した財産の額が婚姻期間中の夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮しても、なお過大であると認められる場合には、その過大と認められる部分について贈与により取得した財産として贈与税が課税される (相基通 9-8)。(5 点)

したがって、本問の場合、分与を受けた居住用不動産の価額が婚姻期間中に得た財産その他の事情に照らして、過大なものでない限り、贈与税は課税されない。(5 点)